

開発行為変更許可通知書

第 13 号

住 所 高松市多肥下町1593番地9

氏名又は名称 株式会社 ロータリーハウス・ルーツ

及び代表者名 代表取締役 増元 竜彦

令和3年5月12日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定により許可する。

令和3年5月18日

丸亀市長 松 永 恭 二

許可の内容（不許可の場合は申請の内容）



開発区域に含まれる地域の名称	丸亀市土器町西六丁目247番、248番、249番
開発区域の面積	2,124.71㎡
予定建築物等の用途	分譲住宅（7区画）
変更内容	構造物の変更

許可の条件（不許可の理由）

- ・工事完了届書提出時に、工事施工状況報告書（工事写真等）を添付すること。

（付記）

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
- この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。
- また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできない。



開発行為変更許可申請書

令和 3年 月 日

丸亀市長 様

申請者 住 所 高松市多肥下町1593番地9
氏 名 (株)ロータリーハウス・ルーツ
(代)増元竜彦
電話番号087 (815) 3911



都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開発行為の変更の概要		変 更 前	変 更 後
	1 開発区域に含まれる地域の名称	丸亀市土器町西六丁目247番、248番、249番	丸亀市土器町西六丁目247番、248番、249番
	2 開 発 区 域 の 面 積	2124.71平方メートル	2124.71平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	宅地分譲(7区画)	宅地分譲(7区画)
	4 工事施行者の住所及び氏名 (法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	高松市春日町129 (株)誠良興業 (代)宮宇地栄治	高松市春日町129 (株)誠良興業 (代)宮宇地栄治
	5 そ の 他 必 要 な 事 項		
開 発 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号		令和3年 2月 18日 第 44 号	
変 更 の 理 由		構造物の変更	
※ 変 更 許 可 の 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
※ 手 数 料 欄			

(注)

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 「開発行為の変更の概要」欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。
- 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

開発行為許可通知書

第 44 号

住 所 高松市多肥下町1593番地9
氏名又は名称 株式会社 ロータリーハウス・ルーツ
及び代表者名 代表取締役 増元 竜彦

令和3年2月1日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和3年2月18日

丸亀市長 梶 正 治



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	丸亀市土器町西六丁目247番、248番、249番
開発区域の面積	2,124.71㎡
予定建築物等の用途	分譲住宅（7区画）

許可の条件

- ・裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
- ・工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書(工事写真等)を添付すること。

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。
- 5 また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできない。